

ガイドラインの前文について

「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」前文（案）

本ガイドラインは、国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI事業の実施に関する一連の手續について、その流れを概説するとともに、それぞれの手續における留意点を示すものである。国がPFI事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施するPFI事業においても参考となり得るものである。

本ガイドラインは、各省庁が、法及び基本方針にのっとり、PFI事業を円滑に実施するため、本ガイドラインに沿った考え方、方法等によらずにPFI事業を実施することを妨げるものではない。

なお、本文中の用語については、特に断りのない限り、法及び基本方針における定義に従うものとする。